

保保発 0731 第 4 号
年 年 発 0731 第 1 号
年管管発 0731 第 7 号
令和 8 年 7 月 31 日

健康保険組合理事長
日本年金機構理事長 殿
全国健康保険協会理事長

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局年金課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び
厚生年金保険法の標準報酬月額 of 保険者算定の特例について

今般、療養、育児又は介護（以下「療養等」という。）と仕事を両立するため、本人と職場の合意の下で、所定労働時間の短縮や時間外労働の抑制等の就労形態等の調整（以下「就労調整」という。）が行われ、その結果として、標準報酬月額が 2 等級以上低下し、かつその状態が 3 か月以上続くことが予め見込まれる場合は、以下の通り、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 44 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、報酬が減少した月の翌月から標準報酬月額を改定できるものとする（以下「特例措置」という。）ため、遺漏なきよう期されたい。

なお、特例措置は、健康保険法第 43 条第 1 項及び厚生年金保険法第 23 条第 1 項の規定に基づく通常の随時改定とは別途の取扱いとして特例的に整理したものであり、通常の随時改定には適用されるものでないことに留意されたい。

記

1 趣旨

療養等と仕事を両立するため就労調整を行う場合、こうした調整によって報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて 2 等級以上低下する場合であっても、通常の随時改定の取扱いによる場合、標準報

酬月額が改定されるまでには、固定的賃金の変動があった月から3か月を要するため、それまでの間、従前の標準報酬月額が維持されることになる。

そのため、今般、療養等と仕事の両立を支援する観点から、就労調整の結果として標準報酬月額が2等級以上低下した場合には、通常の随時改定の取扱いによることなく、より速やかに、現状に適合した形で、標準報酬月額を改定できるようにすることとした。

2 内容

適用事業所の事業主から、(1)の対象者について、(2)に定める手続の方法により、療養等と仕事を両立するための就労調整を行うことにより報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下し、かつその状態が3か月以上続くことが予め見込まれるものとして届出があった場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、特例措置により、報酬減となった初月(※1)に受けた報酬の総額を、新たな標準報酬月額として改定できる取扱いとする(※2)(※3)。

ただし、就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、増加後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額(特例措置による改定後のもの)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに、その内容を届け出た上で、報酬増となった初月(※4)に受けた報酬の総額を、新たな標準報酬月額として改定するものとする(※5)。

なお、特例措置による場合、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金及び出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、予め同意を得ておく必要がある。

(※1) 報酬減となった初月は、療養等を理由とした就労調整を行い、標準報酬月額が2等級以上低下し、かつその状態が3か月以上続くことが予め見込まれるものとして事業主が届出した月とする。

(※2) 報酬減となった初月の報酬支払の基礎となった日数(以下「支払基礎日数」という。)については、療養等と仕事を両立するための就労調整により勤務しなかった日(報酬の支払の有無は問わない。)がある場合であっても、所定労働日数に変更は無く、かつ使用関係が継続しているときは、当該勤務しなかった日も支払基礎日数として取り扱う。そのうえで、支払基礎日数が17日(健康保険法第41条第1項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定により11日とされている者にあつては11日。以下同じ。)未満となる場合は、当該月は特例措置の対象外とする。

(※3) 報酬減となった初月の全部にわたって勤務せず、報酬が一切支払われなかった場合は、療養等と仕事を両立していると言い難いため、当該月は特例措置の対象外とする。

(※4) 報酬増となった初月は、療養等を理由とした就労調整が終了し、標準報酬月額が2等級以上上昇した月とする。

(※5) 報酬増となった初月の支払基礎日数については、報酬減となった初月の支払基礎日数の取扱いと異なり、報酬支払いが無かった日は、支払基礎日数として取り扱わない。

(1) 対象者

健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険 70 歳以上被用者のうち、次のいずれにも該当する者であること。

- ① 療養等（※1）と仕事を両立するための就労調整が行われていること。
- ② 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下し、かつその状態が3か月以上続くことが予め見込まれること。
- ③ 特例措置による改定を行うことについて、対象者が書面で同意していること。

（※1）療養、育児又は介護とは、それぞれ次の場合を指す。

- ・療養：被保険者本人が傷病の治療若しくはこれに準ずる措置（以下「治療等」という。）を受ける場合又は家族の傷病の治療等に伴い被保険者が看護等の必要な対応をする場合
- ・育児：被保険者の小学校就学の始期に達するまでの子を被保険者が養育する場合
- ・介護：介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている家族を被保険者が介護する場合

（※2）通常の随時改定の取扱いと同様、2等級以上低下する者には、次の場合を含む。

- ・健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第31級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合。
- ・第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給することにより、その算定月額が健康保険にあつては5万3,000円未満、厚生年金保険にあつては8万3,000円未満となった場合。

（※3）報酬減となった初月の翌月に被保険者資格を喪失する者については、当該初月の翌月の保険料が賦課されないため、特例措置の対象にはならない。（なお、当該初月の翌月末に退職する者については、当該初月の翌々月1日に被保険者資格を喪失する。）

（※4）被保険者期間が報酬減となった初月を含めて3か月未満の者については、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項の規定上、特例措置による届出の対象とはならないこととなる。

(2) 手続の方法

① 提出書類

適用事業所の事業主が、（イ）の届出書類に（ロ）の申立書兼同意書を添えた上で、日本年金機構の事務センター（又は年金事務所）に提出すること（健康保険組合が管掌する健康保険については、同時に当該健康保険組合に提出すること）。なお、届出書類・申立書兼同意書の様式については、記載内容に漏れがな

い限り、別紙１・別紙２と異なる様式を使用しても差し支えない。

(イ) 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙１－１、１－２）

別紙１中、継続した３か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月（３か月目）の欄のみに、報酬減となった初月に係る報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えない。なお、算定事務の効率化のため、３か月分の支払基礎日数の記載を求める取扱いとしても差し支えない。

(ロ) 申立書兼同意書（別紙２）

以下の全ての点について事業主が確認したことを証する申し立てと、特例措置に基づく改定について対象者本人が「同意」していることを記載すること。

<事業主の申し立て>

- i 療養等と仕事を両立するための就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて２等級以上低下し、かつその状態が３か月以上続くことが予め見込まれる旨
- ii 対象者が（１）の要件に該当していることを確認した上で、対象者本人の同意を得ている旨
- iii 特例措置の届出の内容が事実であることを確認できる書類（②の書類。例：出勤簿、賃金台帳、療養の事実が分かる医師の診断書、子の年齢を証明する書類、要介護状態又は要支援状態であることを証明する書類など）を、届出から２年間、確実に保存する旨
- iv 就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、増加後の報酬の総額を基にした標準報酬月額がその者の標準報酬月額（特例措置による改定後のもの）に比べて２等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに、その内容を届け出た上で、報酬増となった初月に受ける報酬の総額を、新たな標準報酬月額として改定する旨
- v 健康保険及び厚生年金保険双方で同様の特例改定の手続を同時に行う旨

<被保険者本人の同意>

- i 特例措置による改定を行う場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金及び出産手当金への影響も生じることについて、十分に理解した上で同意する旨

② 事業主における関連書類の保存

日本年金機構及び健康保険組合への届出内容について、日本年金機構及び健康保険組合が必要に応じて事後的に確認できるよう、適用事業所の事業主においては、特例措置の届出及び申立書兼同意書の内容が事実であることを確認できる書類（例えば、就労調整を行う原因となった療養等の事実を証明する書類など）を届出日から２年間保存するよう求めること。

（３）その他の運用上の留意点等

① 特例措置による改定後の随時改定

特例措置による改定後であっても、健康保険法第 43 条第 1 項及び厚生年金保険法第 23 条第 1 項の規定に基づく通常の随時改定を行う場合には、当該随時改定の届出（「被保険者標準報酬月額変更届」の提出）が必要となることに留意すること（※）。

（※） 固定的賃金（日給等の単価変更を含む。）の変動を伴う場合であって、継続した 3 か月（支払基礎日数が 17 日以上）に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が、特例措置により改定された標準報酬月額に比べて、2 等級以上変動した場合。

② 特例措置による改定後の定時決定

特例措置による改定後であっても、健康保険法第 41 条第 1 項及び厚生年金保険法第 21 条第 1 項の規定に基づく定時決定は行う必要があるため、被保険者標準報酬月額算定基礎届の提出が必要となることに留意すること。ただし、通常の定時決定と同様、7 月・8 月・9 月に随時改定又は特例措置による改定が行われる場合には、定時決定の対象外となること。

③ 健康保険及び厚生年金保険の関係

健康保険及び厚生年金保険の社会保険制度としての適用上の一体性を確保し、給与事務等の複雑化を防止する等の観点から、事業主からの申立書において、健康保険及び厚生年金保険双方で同様の特例改定の手続を行う旨のチェック欄を設けているため、この点を確認し、チェックがない場合には、事業主に対し申立書を返戻した上で、健康保険組合及び日本年金機構に対して同時に手続を行うよう求めること。

3 適用期日

以上の取扱いは、令和 9 年 1 月 1 日から適用する。

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所 整理記号		-	
事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
事業所 名称			
事業主 氏名			
電話番号	()		

特例

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ																																									
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考																																									
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑭ 総計																																													
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額			⑯ 修正平均額																																							
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(降)給	⑧遡及支払額	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿				
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(降)給	⑧遡及支払額	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿				
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(降)給	⑧遡及支払額	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿				
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(降)給	⑧遡及支払額	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿				
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦(降)給	⑧遡及支払額	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿				
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿								

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う報酬月額の算定の特例を申し立てる者の届出について記載してください。

※ この届書には「療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う報酬の改定に係る申立書兼同意書」を必ず添付してください。

(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、療養、育児又は介護による報酬の減少に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額算定の特例」による特例改定を行う場合にご提出いただくものです。

- ・この届出を提出いただく特例措置の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
 - (1) 本人と職場の合意の下、療養、育児又は介護と仕事を両立するための就労調整が行われている場合。
 - (2) 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下し、かつその状態が3か月以上続くことが予め見込まれる場合。
 - (3) 特例措置により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ※上記による本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- ・報酬減となった初月に受ける報酬の総額を新たな標準報酬月額とし、当月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下していれば該当します。
 - ・本人と職場の合意の下、療養、育児又は介護と仕事を両立するための就労調整が行われた結果、勤務しなかった日が発生した場合であっても、所定労働日数に変更は無く、かつ使用関係が継続しているときは、当該勤務しなかった日に報酬が支払われたか否かに関わらず、当該勤務しなかった日も支払基礎日数に含みます。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、令和9年2月分以降の保険料となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書兼同意書」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により改定となった被保険者は、就労調整が終了・縮小し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わらず、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）が必要となります。

記入方法

- 提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
- | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 事業所整理記号 | 0 | 1 | - | イ | ロ | ハ |
|---------|---|---|---|---|---|---|
- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
 - ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③ 5-630503
 - ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
 - ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
 - ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
 - ⑦昇(降)給 : 報酬減となった初月をご記入ください。
また、あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
 - ⑧遡及支払額 : 報酬減となった初月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
 - ⑨給与支給月 : 報酬減となった初月をご記入ください。
 - ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、本人と職場の合意の下、療養、育児又は介護と仕事を両立するための就労調整を行った結果、勤務しなかった日が発生した場合であっても、所定労働日数に変更は無く、かつ使用関係が継続しているときは、当該勤務しなかった日に報酬が支払われたか否かに関わらず、当該勤務しなかった日も支払基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
 - ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
 - ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
 - ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
 - ⑭総計 : 記載は不要です。
 - ⑮平均額 : 記載は不要です。
 - ⑯修正平均額 : 報酬減となった初月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。
※ただし、報酬減となった初月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
 - ⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
(基礎年金番号) 基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
 - ⑱備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(または基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合、(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、「特例改定(申立書兼同意書1. i に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時51人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。

令和 年 月 日提出

受付印

提出者記入欄

事業所整理記号

事業所所在地

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

〒

-

事業所名称

事業主氏名

電話番号

()

特例

報酬が回復した場合

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名

① 被保険者整理番号

② 被保険者氏名

③ 生年月日

④ 改定年月

⑪ 個人番号[基礎年金番号]
※70歳以上被用者の場合のみ

⑤ 従前の標準報酬月額

⑥ 従前改定月

⑦ 昇(降)給

⑧ 適及支払額

⑫ 備考

⑨ 給与支給月

⑩ 給与計算の基礎日数

⑪ 通貨によるものの額

⑫ 現物によるものの額

⑬ 合計(⑪+⑫)

⑭ 総計

⑮ 平均額

⑯ 修正平均額

1

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
健	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	適及支払額	支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計	平均額	修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))
—	—	—	—	—	—	1. 昇給 2. 降給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
健	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	適及支払額	支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計	平均額	修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))
—	—	—	—	—	—	1. 昇給 2. 降給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
健	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	適及支払額	支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計	平均額	修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))
—	—	—	—	—	—	1. 昇給 2. 降給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
健	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	適及支払額	支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計	平均額	修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))
—	—	—	—	—	—	1. 昇給 2. 降給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
健	厚	年	月	千円	千円	昇(降)給	適及支払額	支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計	平均額	修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(報酬回復(申立書兼同意書1.Ⅳに該当))
—	—	—	—	—	—	1. 昇給 2. 降給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に就労調整が終了・縮小し、標準報酬月額が2等級以上上昇する者の届出について記載してください。

※ この届書には、添付書類は必要ありません。

この届書は、療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う「報酬月額算定の特例」に該当した者が、その後に就労調整が終了・縮小し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合にご提出いただくものです。

- ・この届出を提出いただく特例措置の対象者となるのは、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当した場合となります。
 - (1)以下の**特例措置を受けた者**である場合。
 - (2)就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、増加後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇**した場合。
- <特例>**療養、育児又は介護**により、報酬が減少する者についての特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
- ① 本人と職場の合意の下、**療養、育児又は介護**と仕事を両立するための就労調整が行われている場合。
 - ② 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて**2等級以上低下**し、かつその状態が**3か月以上続く**ことが予め込まれる場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
- ※ 上記(1)及び(2)に該当した場合の特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- ・就労調整が終了・縮小し、**報酬増となった初月**に受けた報酬の総額を用いて、**その翌月分の保険料から標準報酬月額**を改定します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、特例改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇していれば該当**します。

記入方法

- 提出者記入欄
- ：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
- | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 事業所整理記号 | 0 | 1 | - | イ | ロ | ハ |
|---------|---|---|---|---|---|---|
- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
 - ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】昭和63年5月3日の場合

③ 5-630503
 - ④改定年月：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。**「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月**となります。
 - ⑤従前の標準報酬月額：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
 - ⑥従前改定月：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
 - ⑦昇(降)給：**報酬増となった初月をご記入ください。**
また、**あらかじめ「1.昇給」に○を付していますので、改めての記載は不要**です。
 - ⑧遡及支払額：報酬増となった初月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
 - ⑨給与支給月：報酬増となった初月をご記入ください。
 - ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
 - ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対価として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
 - ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
 - ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
 - ⑭総計：記載は不要です。
 - ⑮平均額：記載は不要です。
 - ⑯修正平均額：**報酬増となった初月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
※ただし、報酬増となった初月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
 - ⑰個人番号：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
(基礎年金番号) 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
 - ⑱備考：「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、「報酬回復(申立書兼同意書1. ivに該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時51人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。

〇〇 殿

療養、育児又は介護による報酬の減少に伴う標準報酬月額
保険者算定の特例に係る申立書兼同意書

1. 申立事項

療養、育児又は介護と仕事を両立するための就労調整により、被保険者の標準報酬月額が2等級以上低下するため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて、以下の対象者の標準報酬月額を改定していただくよう申し立てます。

被保険者氏名		被保険者整理番号	
--------	--	----------	--

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。
また、就労調整の要因となる事由にもチェック☑してください。

☐ 以下のすべての項目に該当しています。

i 対象となる被保険者は、以下の事由により就労調整を行ったことにより、標準報酬月額が2等級以上低下し、かつその状態が予め3か月以上続くことが予め見込まれることを確認しています。
※ 届出月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

<就労調整の要因となる事由> ☐療養 ☐育児 ☐介護

ii 対象となる被保険者本人から、以下の改定内容について、書面により同意を得ています。

<改定内容>

- 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月から標準報酬月額が改定され、次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

（表中の事項は事業主が記載）

給与 支給月	報酬月額			改定年月 （給与支給月の 翌月）
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計（①+②）	
年 月	円	円	円	年 月
- 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合は、報酬増となった初月に月額変更届による届出を行うこととなること。
- 本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

iii 対象となる被保険者が本特例の要件に該当することが確認できる書類を、届出日から2年間保管します。

iv 対象となる被保険者の就労調整が終了・縮小したことにより報酬が増加し、標準報酬月額が2等級以上上昇した場合には、すみやかに届出を行います。

v 健康保険及び厚生年金保険双方で同様の特例改定の手続を行います。

2. 事業主申立

上記の内容は、当事業所において確認した事実に基づき、相違ないことを申し立てます。

令和 年 月 日

事業所整理番号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

3. 被保険者同意欄

私は、上記の申立内容について説明を受け、内容を確認しました。
その上で、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって、標準報酬月額を改定することについて同意します。

令和 年 月 日 本人署名： _____